

# 親権制限事件の動向

## 1 親権制限事件とは？

父又は母の親権（財産管理権）の行使に問題がある場合に、その父又は母について、親権を失わせる「**親権喪失**」、2年以内の期間に限って親権を行使することができないようにする「**親権停止**」、財産管理権を失わせる「**管理権喪失**」の3つの事件を指します。

このうち、親権停止は、児童虐待の防止を図るために、平成24年4月に新設された制度で、親権を失わせるまでの必要はない事案でも、子の利益を守るために、必要に応じて親権を制限できることになりました。

ここでは、親権停止を中心に最近の動向をご紹介します。

## 2 申立て件数の推移

平成24年に全国の家庭裁判所に申立てがあった親権喪失事件は111件、親権停止事件は120件でした。親権制限事件全体の申立て件数は239件で、平成23年の119件から倍増しています。これは、親権停止制度が新設されたことが影響しているものと考えられます。

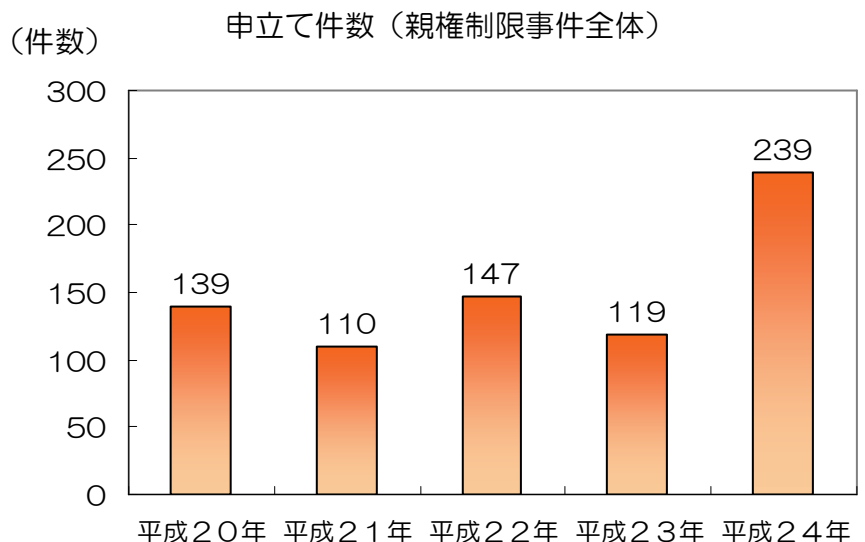
また、親権停止の申立ての中には、子本人による申立ても一定数含まれています。

### 目次：

- 1 親権制限事件とは？
- 2 申立て件数の推移
- 3 終局結果
- 4 対象となった子の年齢
- 5 親権停止の期間
- 6 認容原因(虐待の内容等)
- 7 もっと詳しくお知りになりたい場合は…



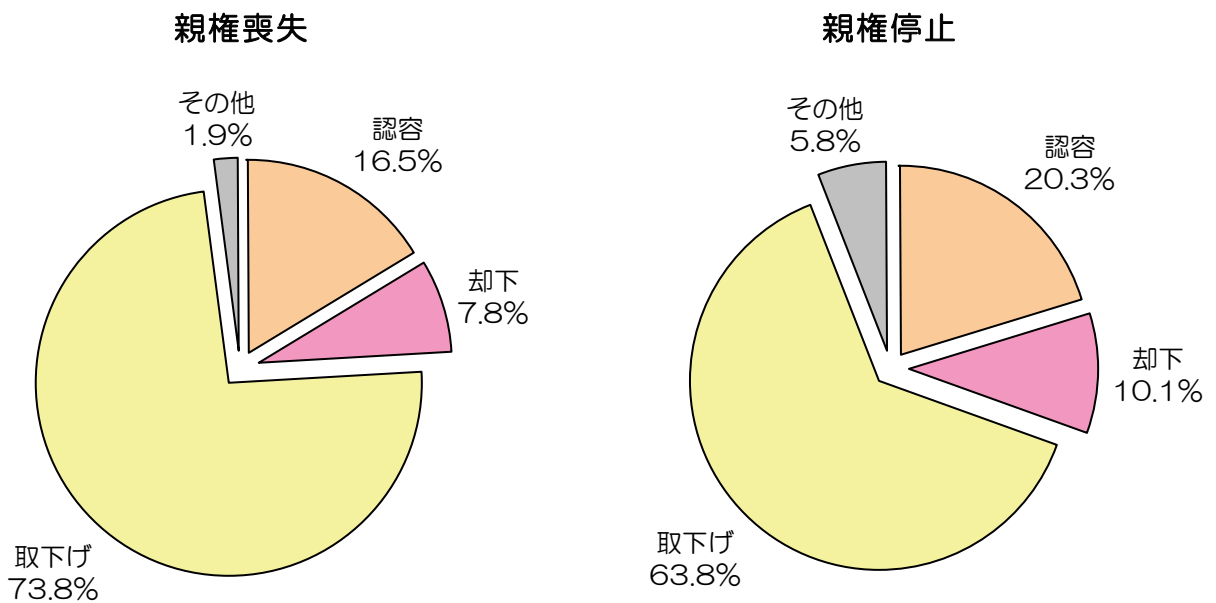
かーくん



### 3 終局結果

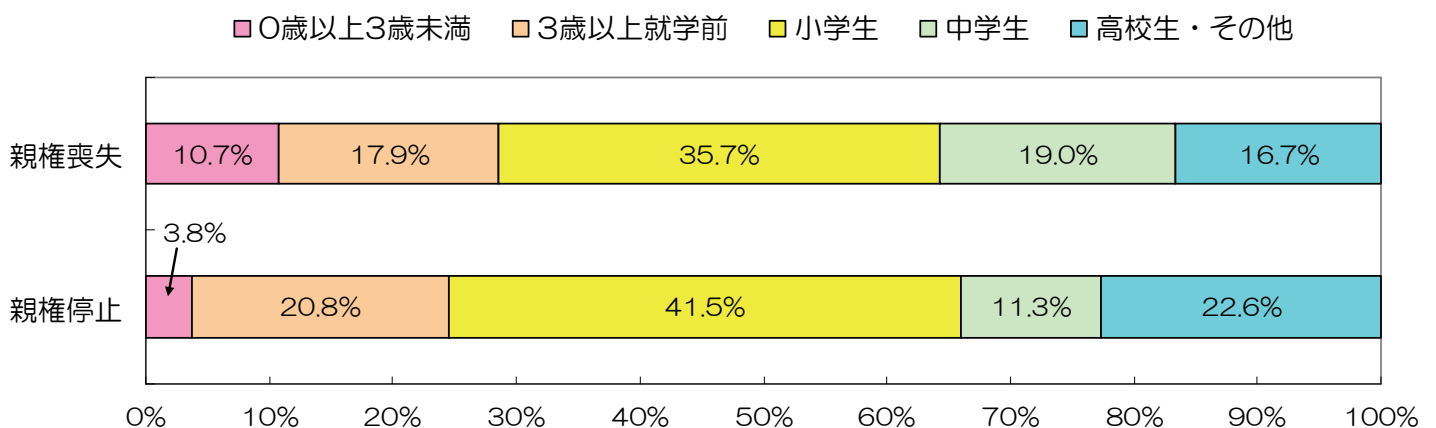
親権制限事件は、従前から取下げにより事件が終了する割合が高いという特徴があり、平成24年も約7割を占めています。

事件の審理中に親権の制限が必要なくなったなどの理由により、申立てが取り下げられた事案が一定数あるほか、元夫婦間や親族間の紛争が拡大して申立てに至った事案など、制度の本来の趣旨とは異なる別の目的のために申し立てられた事案が相当数含まれていて、それらの事案が別の手続によって解決するなどした結果、最終的に申立てが取り下げられたものが少なくないようです。



### 4 対象となった子の年齢

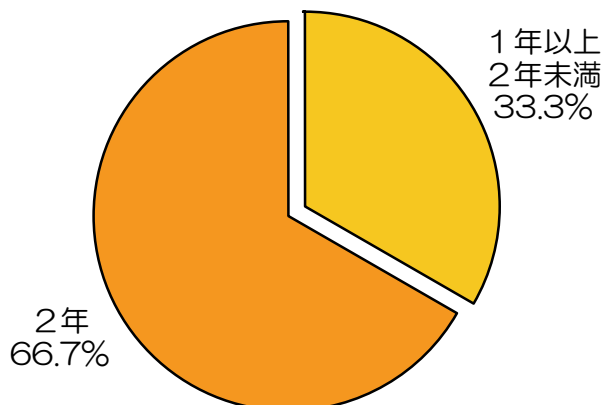
親権停止は、親権喪失に比べ、0歳以上3歳未満の割合が少なく、高校生・その他の割合が高くなっており、全体としても対象となる子の年齢がやや高くなっています。



## 5 親権停止の期間

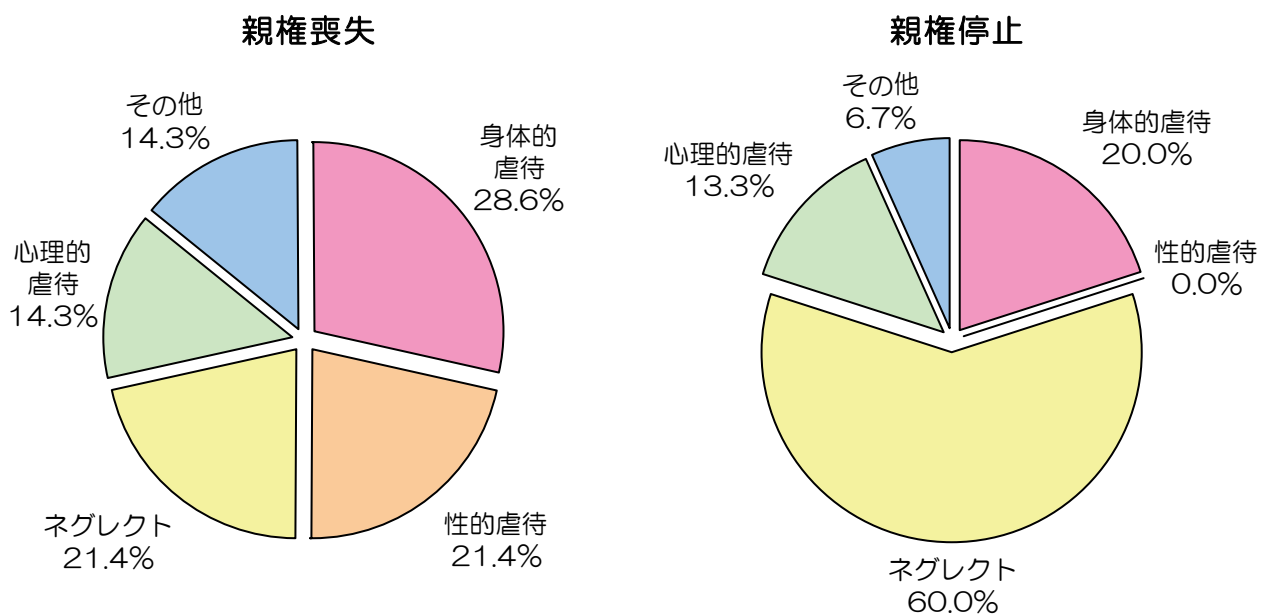
家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、2年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定めることになっています。

停止の期間については、上限の2年と定めたものが約6割を占めています。



## 6 認容原因（虐待の内容等）

親権停止では、親権喪失に比べて、ネグレクト（育児放棄等）の割合が高くなっています。



## 7 もっと詳しくお知りになりたい場合は・・・

裁判所ウェブサイトの「親権制限事件の動向と事件処理の実情(平成24年1月～12月)」(<http://www.courts.go.jp/about/siryo/>)をご覧ください。

家事事件の申立てをお考えになっている方は、お近くの家庭裁判所の家事手続案内をご利用ください。

全国の裁判所の所在地・電話番号は、裁判所ウェブサイトの「各地の裁判所」([http://www.courts.go.jp/map\\_tel/index.html](http://www.courts.go.jp/map_tel/index.html))をご覧ください。



かーくん